

仙台市パートナーシップ宣誓制度 連携制度等一覧

- ・パートナーシップ宣誓制度の受領証を提示することで利用可能な制度のほか、受領証の提示がない場合や宣誓を行っていない場合においても利用可能な制度を掲載しております。
- ・利用にあたり受領証の提示のほか、同居や生計が同一であることを確認させていただく場合があります。

分野	No.	名称	概要	担当課 (電話番号)	宣誓必要		宣誓不要 (口頭確認等)	備考
					受領証の提示必要	受領証の提示不要 (口頭確認等)		
住 宅	1	市営住宅の入居申し込み (令和7年1月募集から)	市営住宅の入居募集(定期募集年4回、特定枠募集年2回)において、パートナーの方と同居する場合も申し込むことが可能です。	都市整備局 市営住宅管理課 (022-214-8331)	●			申込み多数の場合は 抽選となります。
	2	若年・子育て世帯住み替え 支援事業	仙台市内に一戸建ての住宅を取得した若年世帯(夫婦のいずれもが39歳以下の世帯)又は子育て世帯(小学生以下の子供(出産予定の子も含む)がいる世帯)に対し、最大25万円の助成金の交付等を行う事業に、パートナーシップ制度を利用した世帯も対象として申込をすることができます。	都市整備局 住宅政策課 (022-214-8330)	●			令和7年度事業の要件等、詳細については、決定しましたら内容を市HPの本事業ページに掲載いたします。
医 療	3	救急搬送証明書の交付	救急搬送されたご本人のパートナーの方が証明書の交付申請をすることができます。	消防局 救急指導課 (022-308-5119)	●			申請者本人の身分 証明書が必要です。
	4	仙台市立病院における面会、病状説明	患者の方のパートナーの方が、病状説明を受けたり、面会をすることができます。ただし、個別ケースの事情も考慮し、総合的に判断する場合があります。	仙台市立病院 総務課 (代表022-308-7111)			●	
亡 く な っ た と き	5	市営墓地の承継	市営墓地の使用者が亡くなった場合などに、パートナーの方に名義を変更することができます。	健康福祉局 保健管理課 (022-214-8204)	●			
	6	市営墓地の個別集合墓所の申込	市営墓地の個別集合墓所の申込(年2回)において、パートナーの方も含めて申し込むことができます。		●			
	7	市営墓地の合葬式墓所の申込	市営墓地の合葬式墓所の申込(年2回)において、パートナーの方も含めて申し込むことができます。		●			申込み多数の場合は 抽選となります。
	8	市営墓地の親族外埋蔵の届出	市営墓地の一般墓所及び芝生墓所にパートナーの方の遺骨を埋蔵する際、届出が不要となります。		●			
	9	死者に関する情報提供の依頼	死者の死亡当時において当該死者のパートナーであった方は、仙台市火災調査規程に基づき作成された書類等に記録されている情報で当該死者の死亡の事実関係等に関するものの提供を求めることができます。	総務局 文書法制課 (022-214-1209)			●	
子 ど も	10	仙台すくすくサポート事業	利用にあたっては、利用会員(子の親権者)と協力会員(お子さんを預かる方)の間の受け渡しを原則としています。利用会員のパートナーの方も、関係性を確認の上、子の受け渡しができます。	こども若者局 総務課 (022-214-8790)			●	「お子さんを預かってほしい方(利用会員)」と「お子さんを預かることができる方(協力会員)」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、子育て支援活動です。
	11	児童クラブへの登録申込み、緊急連絡先の登録	児童クラブへの登録申込みは保護者の方が行うこととなっており、登録申込みの際に、緊急連絡先や同居親族等の申告をすることになっています。 ・児童の保護者のパートナーの方も、子の保護者として児童クラブへの登録申込みができます。 ・児童の保護者のパートナーの方も、緊急連絡先や同居親族等としての申告ができます。	こども若者局 児童クラブ事業推進課 (022-214-8176)			●	登録申込書の提出時や、その後の面談時において関係性を確認します。
	12	児童クラブ保護者負担金(利用料)の減免申請	減免申請にあたっては、保護者の同一世帯の方の課税状況等を審査します。同居しているパートナーの方も、同一世帯員として審査の対象となります。				●	
	13	仙台市立保育所の送迎者の確認	送迎者については、子の保護者の方があらかじめ施設に届け出ることとしています。パートナーの方も送迎者として事前に届出をすることができます。	こども若者局 運営支援課 (022-214-8178)			●	
	14	仙台市立保育所入所児童の緊急連絡先の登録	入所児童の緊急連絡先については、子の保護者の方があらかじめ届け出ることとしています。パートナーの方も連絡先として事前に登録をすることができます。				●	

分野	No.	名称	概要	担当課 (電話番号)	宣誓必要		宣誓不要 (口頭確認等)	備考
					受領証の提示必要	受領証の提示不要 (口頭確認等)		
子ども	15	就学援助制度	経済的理由により就学困難と認められる小学校、中学校に在学する児童生徒の保護者へ、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。同居しているパートナーの方も、同一世帯員として審査の対象となります。	教育局 学事課 (022-214-8861)			●	
	16	仙台市立学校における緊急連絡先の登録	児童生徒の緊急連絡先について、保護者の方が学校から配付される家庭環境調査票等に記入・登録します。パートナーの方も連絡先として事前に登録をすることができます。	教育局 教育指導課 (022-214-8875)			●	
	17	仙台市立学校における緊急時の引受人の登録	児童生徒の保護者の方が学校から配付される緊急連絡用(引き渡し)カード等に引受人を記入・登録します。パートナーの方も連絡先として事前に登録をすることができます。				●	
	18	紙おむつ使用者のごみ処理手数料減免制度	満1歳に満たないお子さんを養育する方が紙おむつを排出するときに、減免分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を配布しています。同居されているパートナーの方が養育者として申請することもできます。	環境局 家庭ごみ減量課 (022-214-8226)			●	令和7年4月1日以降に生まれたお子さんについては、「新生児誕生祝福事業杜っ子のびすくプレゼント」申込サイトでの申請となります。詳しくは市HPの本事業ページをご確認ください。
災害時	19	罹災(届出)証明書の交付申請	(火災以外の)災害により、建物などに被害を受けた方のパートナーの方が代理申請をすることができます。	財政局 資産税企画課 (022-214-4442)	●			
	20	罹災証明書の交付申請	火災により、建物などに被害を受けた方のパートナーの方が代理申請をすることができます。	消防局 予防課 (代表022-234-1111)	●			
	21	東北地方太平洋沖地震に係る「り災証明書」の再交付申請	東北地方太平洋沖地震に係る「り災証明書」の再交付を受けたい方のパートナーの方が代理申請をすることができます。	危機管理局 防災計画課 (022-214-3046)	●			
	22	住まいの復興給付金に係る家屋被害申出書の発行	住まいの復興給付金申請のための家屋被害の申出をパートナーの方が代理で行うことができます。		●			
その他	23	仙台市犯罪被害者等への支援金の交付等	犯罪被害にあった方のパートナーが遺族支援金や日常生活支援に係る費用の助成の申請をすることができます。	市民局 市民生活課 (022-214-6151)			●	事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認めることができる書類の提出が必要となります。
	24	仙台市記念樹交付事業	誕生、結婚、賀寿、新築等の人生の節目を記念して、市民に「記念樹」を交付する事業です。宣誓された際にも申請することができます。	建設局 百年の杜推進課 (022-214-8389)			●	